

島根県報

平成24年6月5日 (火) **号外 第 8 7 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	. <u>L</u>
—	717
—	/K

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課)

(") 3

告示

島根県告示第367号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	<i>a</i>		道	路	0)	区	域	然独上っ ルナ		考
	類	路線名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称	備考	
県		本庄福富松 江線	松江市西尾町34 先から同町27番 まで		前後	メートル 14.00~ 19.00 24.00~	80.00	松江県土整備事務所	道路改良工事拡幅	
11		掛合大東線	雲南市掛合町掛 番15地先から同 8地先まで		前後	4. 60~ 12. 00 4. 60~ 16. 50	139. 90		道路改良工事 拡幅 終点の変更	
			绿齿木士口町士	田学杉	前 A	5. 00~ 5. 50	55. 00	1	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地	
"		吉田奥出雲 線	雲南市吉田町吉田字杉 戸274番11地先から同番 6地先まで	A 後 B	5. 00~ 5. 50 5. 00	55. 00 60. 00		の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置		

島根県告示第368号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考
県 道	掛合大東線	雲南市掛合町掛合1869番15地先から同 2640番8地先まで	メートル	平成24年 6月5日	雲南県土整備	
IJ	吉田奥出雲線	雲南市吉田町吉田字杉戸274番11地先から同番6地先まで	60.00	平成24年 6月5日	事務所	
"	別府川本線	邑智郡美郷町小松地52番3地先から同 51番1地先まで	87. 00	平成24年 6月5日	県央県土整備 事務所	